二　デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態で連続運転するように設計されたものであって、連続する自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10\log\left(\frac{\text{ヘルツで表した一〇キロヘルツ未満の送波電圧感度が最大となる周波数}}{}\right)+159.77\quad\text{デシベル}$$

二～七　［略］

七の二　第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路（民生用の自動車のために特に設計したものを除く。）

八　電子式のカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）　削除

（二）　削除

（三）　電子式のストリークカメラであって、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

（四）　［略］

（五）　電子式のカメラであって、次の1及び2に該当するもの

1・2　［略］

（六）　モジュール式の構造を有する電子式のカメラ（（三）から（五）までに該当するものに限る。）のために特に設計したプラグインユニットであって、（三）から（五）までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの

（七）～（十）　［略］

九・九の二　［略］

九の三　波面測定装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　フレーム速度が一キロヘルツ以上のもの

ロ　波面精度が設計された波長において二〇分の一以下のもの

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ホ　［略］

ヘ　レーザー発振器の試験装置又は附属品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　削除

二　デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態で連続運転するように設計されたものであって、連続する自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10\log\left(\frac{\text{ヘルツで表した一〇キロヘルツ未満の最大送波電圧感度}}{}\right)+159.77\quad\text{デシベル}$$

二～七　［略］

［新設］

八　高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）　映画撮影機であって、幅が八ミリメートル以上一六ミリメートル以下のフィルムを用いるもののうち、撮影速度が一秒につき一三、一五〇こまを超えるもの

（二）　機械式のものであって、画面の高さが三六ミリメートルのこまを撮影する場合の撮影速度が一秒につき一、〇〇〇、〇〇〇こまを超えるもの

（三）　ストリークカメラであって、次のいずれかに該当するもの

1　機械式のものであって、撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの

2　電子式のものであって、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

（四）　［略］

（五）　電子式カメラであって、次の1及び2に該当するもの

1・2　［略］

（六）　モジュール式の構造を有する映画撮影機、機械式のカメラ、ストリークカメラ、電子式のフレーミングカメラ又は電子式のカメラに使用することができるプラグインユニットであって、（三）から（五）までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの

（七）～（十）　［略］

九・九の二　［略］

［新設］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ホ　［略］

ヘ　レーザー発振器の試験装置又は附属品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　波面測定装置であって、レーザー光の波面の位相を五〇箇所以上測定することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの

1　フレーム速度が一〇〇ヘルツ以上で、かつ、位相識別能がレーザー光の波長の五パーセント以下のもの